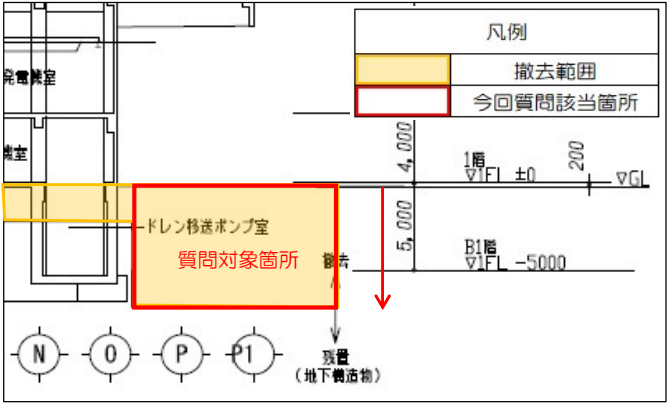


質問 番号	質問事項	回答内容
1	「建設廃棄物処理指針（環境省；平成22年度版）2. 2（1）発注者の責務と役割」には、「・建設工事を行う以前からの廃棄物を適正に処理すること。・元請業者に行わせる事項については、設計図書に明示すること。・積算上の取扱いにおいて適正な建設廃棄物の処理費を計上すること。」と記載されております。 設計図書で想定することができない鉋さい等の廃棄物が確認され撤去処分する場合は、発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	別途回答済み。
2	7月7日回答 質問番号1にて優先順位のご回答をいただきましたが、『質問回答書』の優先順位をご教示ください。 〈7月7日回答 優先順位〉 （契約書） 1. ①北九州市工事請負契約約款（案） （設計図書） 1. ②現場説明書 2. ③特記仕様書 3. ⑥解体工事特記仕様書 4. ⑤図面 5. ⑦建築物解体工事共通仕様書 6. ⑧公共建築工事標準仕様書 7. ⑨公共建築改修工事標準仕様書 （ガイドライン） 1. ④北九州市設計変更ガイドライン（建築・建築設備工事編）	別途回答済み。
3	6月24日回答文：質問番号15にて、建設資材の物価上昇については「北九州市工事請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づき協議を行い、必要に応じて設計変更の対象とします。」と回答があります。 請負代金額の変更の基準となる起算日は、令和8年7月27日（入札日）でよろしいでしょうか。	請負代金額の変更の基準日はスライド協議の請求日が基本となります。 なお、スライドの種類や適用対象工事等の詳細については、以下掲載のマニュアルP1「全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い」、P2「請求日及び基準日等について」をご確認ください。 ●マニュアル https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001195788.pdf
4	6月24日回答文：質問番号15にて、建設資材の物価上昇については「北九州市工事請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）に基づき協議を行い、必要に応じて設計変更の対象とします。」と回答があります。 北九州市工事請負契約約款第26条3に「物価指数等」と記載がございますが、請負代金額を変更する際の物価指数は以下のいずれに基づいて算出されますでしょうか。 ①国土交通省「建設工事費デフレーター」 ②建設物価調査会「建設物価指数」 ③その他（具体的にご教示ください。）	別途回答予定です。

質問番号	質問事項	回答内容
5	本工事の施工範囲は特記仕様書第2章 第3項に記載の7項目に加えて構内舗装撤去(第1章 第3節 第9項)を含むものと認識しておりますが、第1章 第3節 第1項の基本事項は、上記施工範囲を撤去する過程で発生したものについては施工者の責任で対応するものと考えてよろしいでしょうか。	別途回答済み。
6	図面番号 B-021/031 (図面名: 断面図(5))の7-7 断面図 の0~P1通りにてGL-5000以深に撤去ラインが図示されております。(添付図参照) 撤去対象物をご教示ください。 	別途回答済み。
8	「旧日明工場解体撤去工事」に係る技術資料の提出について、 (2) 評価基準等及び様式、添付資料、留意点 「留意点」にて「※他の提案内容と重複している場合は評価対象外とする。」と記載されています。 例えば、Aという技術が安全対策としても、粉塵対策としても効果があり、 【①施工計画：安全管理に関する所見】および【①施工計画：周辺環境対策に関する所見】の両方に異なる目的でAを記載した場合は評価されるのでしょうか。 以下の選択肢にてご教示願います。 a. 両方とも評価する。 b. 一方のみ評価する。 c. 両方とも評価しない。	別途回答済み。